

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和元年7月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900010号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900019号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成27年12月10日は29万5,000円、平成28年7月14日は30万円に訂正することが必要である。

平成27年12月10日及び平成28年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成27年12月10日及び平成28年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月15日
② 平成28年7月15日

A社から請求期間①及び②に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書(平成27年12月賞与、平成28年7月賞与)(写)により、請求者は、請求期間①及び②において、A社からそれぞれ30万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書(写)において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は29万5,000円、請求期間②は30万円に訂正することが必要である。

また、オンライン記録によると、請求者のA社における賞与支払年月日は、請求期間①及び②と同日と記録（厚生年金保険法第75条本文該当）されているところ、請求者から提出された預金通帳（写）において確認できる振込日及び事業主の回答から、賞与支払年月日については、請求期間①は平成27年12月10日、請求期間②は平成28年7月14日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月10日及び平成28年7月14日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900009号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月14日から平成5年2月1日まで

私は、平成3年3月14日からA社に勤務し、請求期間に支払を受けた給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、同社における被保険者資格取得日は平成5年2月1日になっている。

調査の上、平成3年3月14日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る退職証明書(写)及び預金通帳(写)並びに事業主回答によると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主から提出された社会保険台帳(写)によると、請求者のA社に係る入社年月日は平成5年2月1日であることが確認できるところ、同社の人事担当者は、当該入社年月日は厚生年金保険の被保険者資格取得日を示しており、請求者の請求期間に係る賃金台帳は保管していないものの、当該資格取得日より前の期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していないと思われる旨陳述している上、前述の社会保険台帳(写)に記載されている入社年月日は、オンライン記録で確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A社が加入しているB健康保険組合から提出された被保険者記録照会(回答)(写)及び雇用保険の加入記録で確認できる請求者の同社に係る被保険者資格取得日(平成5年2月1日)も、オンライン記録で確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、請求期間の全期間又は一部期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、16名を抽出し照会したところ、回答を得た11名からは、請求期間当時の同社における厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得られ

ず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。